

酪農・豆知識 第 7 号

ヨーネ病

ヨーネ病（パラ結核）はヨーネ菌（*Mycobacterium avium subsp. paratuberculosis*）の経口感染によっておこる反すう動物の慢性肉芽腫性の腸炎です。我が国では 1930 年に初めて発見されて以来、その数は少しずつ増え続け現在は年間 800 頭以上のヨーネ病牛が全国で摘発されています。特に北海道での発生が多くを占めています。

発病すると下痢を繰り返し、目に見えてひどく痩せる、そして乳量が減るといった症状が現れます。しかも感染後数ヶ月から数年間も臨床的な症状が現れない、いわゆる潜伏期の長いことが特徴です。

本病はヨーネ菌の経口感染により広がります。ヨーネ菌は抗生物質耐性が強く、細胞内でのみ増殖し、潜伏期間が極めて長いなどの特徴から予防・診断・治療が困難で、いまだ有効なワクチンは開発されていません。このため、清浄化には大変な負担がかかっています。

発病すると治療法もないため、患畜を自主淘汰することが主な対策になります。自主淘汰した場合には、淘汰牛の評価額の 2/3 が補助されます。詳しくは地域の家畜保健衛生所あるいは畜産物衛生指導協会までお問い合わせください。しかし、このような補助制度があったとしても発病すると、酪農家はもとより、その牛乳を原料として使った乳業メーカーも経済的に大きな被害をこうむることになります。

最近では、今年 10～11 月に神奈川県などで乳牛 1 頭がヨーネ病に感染した疑いがあったため、大量の牛乳が回収・廃棄されました。回収・廃棄は食品衛生法 9 条（疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、異常があり、又はへい死した獣畜の肉、骨、乳、臓器及び血液は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。）に基づいた措置で、血液検査日（今回は 10 月 22 日）以降に出荷された乳が回収対象となりました。感染が疑われた牛乳を原料に使っていた乳業メーカーは「ヨーネ病は人に感染することはない、製造工程での加熱殺菌により完全に死滅するため、健康への影響はありませんが、安心を最優先して回収します」とのおわび広告を出して、首都圏を中心に 200mL～1L の牛乳約 62 万本を回収しました。感染が疑われた牛は 1 頭でも、多くの牛から集めた乳が混ぜられて製品化されるため、回収対象は大きく広がります。回収された牛乳のうち、約 30 万本は焼却され、損害は 1 億円以上と推定されています。なお、この乳牛は再検査の結果、ヨーネ病陰性であることが確認されました。

農林水産省によると、2006 年にはヨーネ病の感染牛が約 1,180 頭見つかり、これを平均すると 1 日 3 頭程度見つかる計算で、病気にかかる割合が高いことがわかります。また、これまでは、疑似陽性と判明した時点で生産者が搾乳と出荷を止めただけでしたが、今年 10 月に、厚生労働省が「回収は検査日までさかのぼる」との見

解を初めて示しました。今回の例で、焼却処分された約 30 万本の量を約 30 万 L と仮定し、年間の感染牛の発生数をかけると約 35 万 kL となります。この量は年間牛乳生産量（2006 年：約 370 万 kL）の 10%弱に相当します。

家畜伝染病を所管する農林水産省 動物衛生課は「回収を検査日までさかのぼれば廃棄量が増え、日本では牛乳が食卓に上らなくなる恐れがある。こうした例は欧米ではない」とヨーネ病を回収対象から外すよう求めています。これに対し、厚生労働省 監視安全課は「食品衛生法の条文がある限り、疑似陽性でも回収せざるを得ない」という立場をとっています。

このようにヨーネ病の経済的損失が甚大であることから、農林水産省は平成 9 年より本病を法定伝染病の中でも、撲滅対象疾病として対策を推進することとして、診断と淘汰により防疫を進めてきましたが、摘発頭数が減少するには至っていません。そこで、本病の診断法や対策法をより高度化し、ヨーネ病の撲滅に向けた動きをより活性化する目的で、平成 18 年 11 月 1 日付けで農林水産省 消費・安全局長名で各都道府県知事あてに「牛のヨーネ病防疫対策要領」が出されました。ヨーネ病に限らず、家畜の疾病は予防が最も大切ですので、ここではその予防に関する部分を抜粋して紹介します。

なお、全文は下記のホームページで見ることができます。

http://www.sat.affrc.go.jp/joseki/Houki/KADENHO/2frame_Johne's_BoekiTaisakuYoryo.htm

「牛のヨーネ病防疫対策要領」で示されているヨーネ病の予防のポイントは、次の通りです。

- 1) 牛舎内、特に牛床、飼槽及びウオーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃又は洗浄及び消毒すること。
- 2) 農場入口への消毒薬の散布並びに牛舎入口での専用作業靴への交換及び踏込消毒槽の設置等による、入場車両及び作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- 3) 日頃より飼養牛の健康状態を観察し、何らかの異常が確認された場合には速やかに獣医師又は都道府県に連絡し、必要な検査を受けること。
- 4) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- 5) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第 3 に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- 6) 子牛は可能な限り早期に成牛（母牛を含む。）群から離して飼養すること。
- 7) 牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。

この予防法を見ると基本に忠実に、日常の飼養管理をしっかり行うことが、最良の予防法になるといえます。